

第74回関東東海花の展覧会栃木県特別展示等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、第74回関東東海花の展覧会栃木県特別展示等業務を委託する事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

1 事業の趣旨・目的

花に対する理解と消費の啓発を図り、花き産業の健全な発展に寄与することを目的として、第74回関東東海花の展覧会※¹を、栃木県が当番県事務局となり開催する。

本展覧会において、栃木県が当番県として実施する「特別展示」等により、県産花きの認知度向上、消費拡大及び観光誘客を効果的に図るため、会期当日までの準備、設営、当日の運営業務を委託する。

※1 関東東海花の展覧会の概要

・主催：関東東海花の展覧会

【構成団体】関東東海地域の1都11県及び花き関係5団体

栃木県、東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、愛知県、茨城県、群馬県、神奈川県、岐阜県、三重県、山梨県、一般社団法人日本花き生産協会、一般社団法人日本花き卸売市場協会、一般社団法人JFTD、一般社団法人日本種苗協会、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会

・会期：令和8年1月28日（水）から2月1日（日）の5日間

・内容：10部門の花き品評会、フラワーデザインコンテスト、園芸教室等を行う国内最大級の展覧会。昭和50年から続き、毎年皇室の特別御観覧をいただく伝統ある行事であり、開催期間中の来場者は2～3万人に及ぶ。

2 業務概要

(1) 業務名

第74回関東東海花の展覧会栃木県特別展示等業務

(2) 業務内容

別紙「第74回関東東海花の展覧会栃木県特別展示等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8(2026)年3月6日（金）まで

(4) 委託料上限額

8,382,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館12階）

栃木県農政部生産振興課 果樹花き担当（高沢・阿部）

電話：028-623-2329／FAX：028-623-2335

E-mail：seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

ただし、面接による場合は、あらかじめ担当者宛て予約をとること。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であ

ること。又は契約締結時までに入札参加資格を取得する見込みであること。

- (3) 実施要領の公表から企画提案書の提出期限までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 予定される実施スケジュール

実施要領等の公表	令和7(2025)年7月14日(月)
質問書の提出期限	7月17日(木) 正午必着
質問に対する回答	7月18日(金) 予定
参加表明書の提出期限	7月24日(木) 正午必着
企画提案書の提出期限	7月30日(水) 正午必着
プロポーザル選定委員会 (プレゼンテーションの実施)	8月1日(金)
審査結果の通知・公表	8月4日(月) 予定

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和7(2025)年7月14日(月)～令和7(2025)年7月24(木)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで。)

イ 配付場所：上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ(入札・公売)からダウンロードできる。

※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質問の受付及び回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により電子メールにより提出すること。なお、本要領及び仕様書に関する内容以外については受け付けない。

ア 提出期限 令和7(2025)年7月17日(木) 正午必着

イ 提出方法 電子メールにより2(5)に提出すること。

ウ 回答期日 令和7(2025)年7月18日(金) 予定

エ 回答方法 回答は質問書を提出した者に対し電子メールにより回答するとともに、栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへ参加を希望する者は、下記の書類を作成し提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書(別記様式2)
- ・確認書(別記様式3)
- ・類似事業の主な受注等実績(別記様式3-2)
- ・統括責任者及び担当者について(別記様式4)

イ 提出期限 令和7(2025)年7月24日(木) 正午必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出方法 持参又は郵送、電子メールにより 2 (5) に提出すること。

※郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 (2025) 年 7 月 30 日 (水) 正午までに辞退届 (任意様式) を提出すること。

(5) 参加資格の確認及び企画提案書の提出要請

参加表明書の提出者に対して、本要領 3 に定める参加資格要件に基づき、参加資格の確認を行い、その結果及び企画提案書の提出要請を電子メールにて通知する。

(6) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、応募申請書 (別記様式 5) を添えて、令和 7 (2025) 年 7 月 30 日 (水) 正午までに持参又は郵送により 2 (5) に提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則として A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容 (目的、効果、訴求ポイント等)

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は 9 部 (正本 1 部、副本 8 部) とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本 1 部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する (諸経費や消費税も区別する) とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例 (平成 11 年栃木県条例 32 号) に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

参加表明書が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行う。

(1) 審査基準

別表「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、

別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいてプロポーザル選定委員の意見(評価点数等)を聴取し評価を行う。

各委員による評価点数については、各項目の採点の総和をもって企画提案者ごとに算出し、評価点数の高い者から順に順位を付ける。なお、評価点数の満点は100点となる。

(4) 契約候補者の選定方法

評価基準に基づく評価結果については、事務局が全委員分をとりまとめ、委員会において、以下の基準により最終評価を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

ア 1位の評価を最も多く得た者を契約候補者として選定する。

イ 1位の評価を最も多く得た者が2者以上の場合には、各委員が評価した順位の合計数が最も小さい者を契約候補者として選定する。

ウ 1位の評価を得た数が最も多く、かつ順位の合計数が最も小さい者が2者以上の場合には、委員会で審議の上、契約候補者を選定する。

エ 各委員による評価点数の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。

オ 企画提案者が1者だった場合も同様に評価を行い、委員会で審議の上、契約候補者を選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件などの協議や調整を行うが、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案内容や金額等を変更する場合もある。

(3) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(5) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプ

を付与するもの) による締結を可とする (受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

第 74 回関東東海花の展覧会栃木県特別展示等業務 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
1 業務内容の理解	■ 業務目的、業務内容について十分に理解し、目的達成につながる内容であるか。	10
2 提案内容の優良性	■ 仕様書の内容を満たした提案となっているか。 ■ 提案内容の具体性、妥当性、実現可能性が確保されているか。	20
3 提案内容の独創性	■ 独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	20
4 業務実施の確実性	■ 同種又は類似業務での企画運営の実績があり、業務遂行能力が十分あるか。	10
5 業務遂行の安定性	■ 業務を安定的に遂行できる適切なスケジュールになっているか。	10
	■ 業務を円滑に行うための推進体制や人員が確保され、配置人数が具体的かつ適切であるか。	15
6 専門知識の有無	■ 業務遂行に必要な専門知識を有しているか。	10
7 経費積算の妥当性	■ 経費の積算根拠が明示されており、提案内容に見合った適切な金額か。	5
合 計		100